

公益社団法人 日野法人会会報

ふれあい

vol. 136
2012. 2

主な内容

- ◆平成24年度 税制改正大綱
- ◆税務署からのお知らせ
- ◆新入会員のご紹介

平成
24年度

税制改正大綱

自動車重量税の軽減、エコカー減税の延長など盛り込まれる!!

政府は昨年十二月十日、平成二十四年度税制改正大綱を閣議決定しました。

大綱では、自動車重量税の軽減、エコカー減税の延長などが盛り込まれているほか、平成二十三年度税制改正で積み残しとなった給与所得控除の上限設定や地球温暖化対策のための税の創設なども含まれています。主な内容をお知らせします。

なお、大綱に先立ち、昨年十一月三十日、東日本大震災の復興財源を賄う復興財源法が国会で可決・成立しました。

税関連部分についてあわせてお知らせします。

法人課税

■中小企業税制

- ・中小企業投資促進税制の対象資産に試験機器等が追加され、適用期限を二年延長
- ・交際費の損金算入特例措置の適用期限を二年延長
- ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例措置の適用期限を二年延長

■研究開発税制

- ※平成二四年四月一日から平成二六年三月三日までの時限措置
- ・試験研究費の上乗せ特例措置の適用期限を二年延長
- ※平成二四年四月一日から平成二六年三月三日までの時限措置

■環境関連投資促進税制

- 平成二三年度税制改正で創設された環境関連投資促進税制が拡充さ

個人所得課税

■給与所得控除

- 給与収入二五〇〇万円超は一、二四

- ・太陽光パネルや風力発電設備に係る即時償却制度を創設
- ※平成二四年四月一日から平成二五年三月三日までの間に当該設備の取得等をし事業の用に供した場合の時限措置

■特定支出控除

- 五万円とする上限を設定
- ※平成二五年分以後の所得税及び平成二六年度分以後の個人住民税に適用
- ・範囲を拡大し、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交通費）を追加。その他、適用判定基準を見直し
- ※平成二五年分以後の所得税及び平



成二六年度分以後の個人住民税に適用

■退職所得課税

勤続年数五年以下の法人役員等の退職金の二分の一課税を廃止
※平成二五年分以後の所得税に適用。個人住民税は平成二五年一月一日以後に支払われるべき退職手当等に適用

資産課税

■住宅取得等資金の贈与税

親族からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を拡充・延長

	平成24年	平成25年	平成26年
特別枠 (省エネ・耐震住宅)	1,500万円	1,200万円	1,000万円
一般枠	1,000万円	700万円	500万円

※平成二四年一月一日以後に贈与により取得する住宅取得等資金の贈与税に適用

■相続税の連帯責任

一定条件を満たせば相続税の連帯納付義務を緩和

※平成二四年四月一日以後に申告期限等が到来するものに適用。ただし、同日において滞納となっている相続税についても同様扱い

■国外財産調査

五〇〇〇万円超の国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調査の提出を求める制度を創設
※平成二六年一月一日以後に提出すべき国外財産調査に適用

環境関連税制

■自動車重量税

自家用自動車の場合、燃費基準達成率は〇・五トンあたり二五〇〇円、未達成率は同九〇〇円を減税
※平成二四年五月一日以降適用

■自動車取得税

いわゆる「エコカー減税」について燃費基準を切り替えたうえ三年延長
※平成二四年四月一日から平成二七年三月三十一日までの間に取得した場合の時限措置

■地球温暖化対策のための税

全化石燃料を課税ベースとする石油炭税に、CO₂排出量に応じ上乘せする形で創設

※平成二四年一〇月一日起施行。平成二八年三月三十一日までの間、税率の経過措置あり

固定資産税

■住宅用地の課税標準の特例措置
段階的に縮小し平成二六年度に廃止



復興財源

復興特別法人税

■実効税率5%引き下げと法人税額一割上乘せをセット

※平成二四年四月から三年間(増収見込額年八〇〇〇億円)

(※実効税率=法人税・法人住民税・法人事業税を合わせたもの。東京都の場合、現在四〇・六九%。平成二四〜二六年度は三八・〇一%、二七年度以降は三五・六四%になる)

復興特別所得税

■所得税額に二・二%分を上乘せ
※平成二五年一月から二五年間(増収見込額年三〇〇〇億円)

個人住民税

■「均等割」分を年四〇〇〇〇円(標準税額の場合)から五〇〇〇〇円に二〇〇〇円引き上げ
※平成二六年六月から二〇年間(増収見込額一〇年で六〇〇〇億円)

■退職金にかかる一〇%税額控除措置を廃止

※平成二五年一月から二〇年間(増収見込額一〇年で二七〇〇億円)



☆記事内容についての問い合わせは…
四方(よも)税理士事務所
電話 〇三二五八〇二二二五〇

e-Tax申告により添付を省略した書面については、法定申告期限から5年間、税務署等から提示又は提出を求められることがあります（3年間から5年間に延長されました）。

e-Tax申告により添付を省略した書面については、税務署等から入力内容の確認のために提示又は提出を求められることがあります。国税通則法の一部改正により、国税について増額更正できる期間が3年間から5年間に延長されたことに伴い、平成23年12月2日以後にe-Taxで申告した際に、添付を省略した書面について税務署等から提示又は提出を求められることがある期間が、3年間から5年間に延長されました（平成23年国税庁告示第31号）。

法定申告期限	税務署長等から提示又は提出を求められる期間
平成23年12月2日より前	原則として3年間
平成23年12月2日以後	原則として5年間

詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

税務署からのお知らせ

平成24年度 国 税 専 門 官 募 集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格
1. 昭和57年4月2日から平成3年4月1日生まれの人
 2. 平成3年4月2日以降生まれの人で次に掲げるもの
 - イ. 大学を卒業した者及び平成25年3月までに大学を卒業する見込みの人
 - ロ. 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇申込手続
1. インターネット申込み（**原則、インターネット申込みとなります。**）
 - (1) 受付期間 4月2日(月) 9時～4月12日(木)〔受信有効〕
 - (2) 受験案内（インターネット申込用）交付期間 2月1日(水)～4月12日(木)
 - (3) 受験案内（インターネット申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
※人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
 2. インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）
 - (1) 受付期間 4月2日(月)～4月3日(火)〔4月3日(火)の通信日付印有効〕
 - (2) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付期間 2月1日(水)～4月3日(火)
 - (3) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
- ◇試験日
- 第1次試験 6月10日(日)
第2次試験 7月17日(火)～7月24日(水)のうち指定された日時

※詳細については、お気軽に日野税務署総務課（TEL 042-585-5661 内線202）までお尋ねください。

1 時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の 法律相談



1. 申し込み方法

- (1) (社)東京法人会連合会 事業課あて電話で申し込んでください。
TEL: 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543

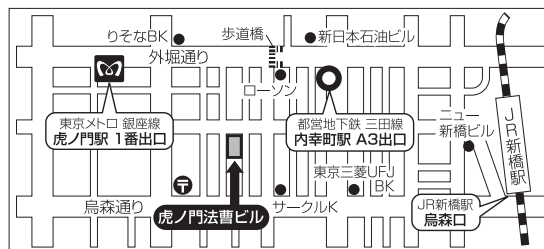
5. 相談場所

左記法律事務所

交通: 地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分
JR「新橋」駅(烏森口)徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(社)東京法人会連合会が負担します。
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (社)東京法人会連合会 TEL: 03-3357-0771



会社と社員の 明日の安心 一歩先へ

退職金制度の確立で従業員の確保・定着化と勤労意欲の向上に寄与します。

制度の特色

- 東京都所在の事業所であれば、その従業員を加入させることができます。
- 毎月の掛金支払で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。
- 毎月の掛金は、全額が損金または必要経費に算入できます。
- 掛金は、従業員1人につき1口1,000円で最高30口まで任意に設定できます。

加入者の声

① (杉並区 A様)

私の会社が制度に加入して12年になります。社員も7名おります。不景気の影響で経営は厳しいですが、毎月少しずつ積み立てることができる退職金制度のおかげで、従業員にも安心して仕事をしてもらっています。大切な従業員のためにも、これからも継続していきたいと思っています。

② (大田区 B様)

社長に言われて特退共を導入して23年になります。総務担当者として、日々資金繰りや人事管理に苦勞していますが、従業員の労働環境を守っていくことの大切さを痛感しています。でも、特退共に加入していることで、その一端は実現できていると思います。

③ (多摩市 C様)

私どもの会社では、今年、定年退職を迎える社員が3人おります。一度に多額の退職金を支払うのは難しい面がありますが、特退共に加入していたお陰で、資金繰りの心配もなく退職金を支払うことができます。長く支えてくれた社員への感謝の気持ちがこの退職金です。

《資料請求・お問合せは》

TTK

財団 東法連特定退職金共済会
法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 全法連会館
TEL.03-3357-1641 FAX.03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaiikyoo.or.jp>

新年賀詞交歓会盛大に開催 来賓・会員合わせて180名が出席

2012年の年明けを祝って恒例の新年賀詞交歓会が、1月6日京王プラザホテル多摩において盛大に開催されました。大木会長より日野法人会は昨年4月に東京都より認定をいただき公益社団法人としてスタートいたしました。認定を受けられたのは今までの活動が地域社会の中で認められたことと思います。大変厳しい経済状況下ではありますが、今後、更に地域に密着した活動や会員を増やし、ステータスを持ったしっかりとした法人会にしていきたいとの挨拶がなされた。



新年の挨拶をする大木会長

当日は、来賓として齊藤一日野税務署長、諏訪公二東京都八王子都税事務所副所長、馬場弘融日野市長、阿部裕行多摩市長、高橋勝浩稲城市長、長島昭久衆議院議員（代理）、山花郁夫衆議院議員（代理）、榊淵万里衆議院議員（代理）、他関係官庁、税理士会をはじめとする税務関係諸団体、厚生制度受託会社など多数を迎え、会員と合わせて180名が出席いたしました。

また、賀詞交歓会の席上、昨年8月に実施しました第2回「税に関する絵はがきコンクール」の入賞された小学生に、賞状と記念品が贈られました。

事業 活動 報告

1～2月



齊藤日野税務署長



諏訪八王子都税事務所副所長



馬場日野市長



阿部多摩市長



高橋稲城市長



長島衆議院議員



なごやかな懇親会場



大木会長から「税に関する絵はがきコンクール」に入賞した小学生に賞状と記念品が

新春講演会 東京大学大学院教授 伊藤元重氏が講演



講演する伊藤元重氏

1月6日の新年賀詞交歓会の第1部で東京大学大学院経済学研究科教授の伊藤元重氏を講師に迎え「日本経済の見通しと今後の中小企業経営への指針」と題し新春講演会が開催されました。危機的なヨーロッパの現状、アメリカの景気後退、そしてここ10年以上もデフレの状態から脱却できないでいる日本の実情や中国のバブルがそろそろはじけるのでは、という話から始まり、そしてそれらの影響から今年あたりから日本でもデフレとは逆の兆候が既に多数見受けられることを指摘、昨年の震災や原発事故から今後日本国内に大きな2つの需要が起きると予測。

1つは電力需要、日本はこれから脱原発の方向に行かざるを得なくなる点を指摘。今後太陽光発電、家電は電力需要と蓄電までコントロールする「スマート家電」の需要が伸び新たなマーケットが発生する可能性大。2つは安心・安全、かつてスウェーデン、ドイツがチェルノブイリ原発の事故をきっかけに食の安全、有機農業等がさかんになったように同じことが日本でも起きる可能性が大。そこにあらたにビジネスチャンスが起きる可能性を指摘しました。



多数の会員・市民の方々が聴講に

国道20号バイパス日野税務署横に大型看板を設置

国道20号バイパスの日野税務署横に昨年12月28日に「電子申告を利用しよう」の大型PR看板を設置しました。



第2回 税に関する絵はがきコンクール応募全作品の展示

女性部会主催で昨年8月に実施しました第2回税に関する絵はがきコンクール応募全作品（応募総数234作品）を、2月9日（木）～14日（火）の期間、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターA B館5階連絡通路ブリッジギャラリーにて展示いたしました。



大木会長、桂田女性部会長、
齊藤署長、長井副署長



桜ヶ丘ショッピングセンター
連絡通路ブリッジギャラリーに展示

確定申告会場へボールペン・花鉢を提供

確定申告期に合わせて、日野税務署の申告会場内に納税者の利便を図る目的で、ボールペン並びに花鉢を2月13日に提供いたしました。



大木会長からボールペンを



女性部会から花鉢を

馬場日野市長を講師に新春講演会

日野地区では、1月25日富士電機能力開発センターにおいて、日野市長馬場弘融氏を講師に招き、「覚悟を、そして希望を ～いつか思いは叶う～」をテーマに講演いただきました。馬場市長より、日野市政を安定的に持続させ、次の世代にしっかり引き継ぐために、職員も努力しますが、市民皆さまにも厳しさへの覚悟とご協力を、切にお願いいたしますとのことでした。



事業承継に関する税制について支部研修

中嶋審理担当上席を講師に招き、事業承継を円滑に行うための基礎知識として、相続税・贈与税の基本的なしくみや暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較、具体的な計算例、取引相場のない株式評価方法などについて、解説いただきました。なお、日野地区第8支部では、1月16日に同テーマにて開催いたしました。



日野地区第7支部

2月10日



多摩地区第1支部

1月18日

青年部会で会員交流ボウリング大会

青年部会では、会員相互の親睦と交流を目的として、恒例の会員交流ボウリング大会が、2月8日永山コパボウルにおいて開催され、和やかな雰囲気の中でゲームが行われ、場内は拍手と笑いの絶えない熱戦が繰りひろげられました。



多数の会員が参加

女性部会で一泊研修 富岡製糸場見学・下仁田手作りこんにゃく体験

女性部会では、会員相互の親睦と交流を目的として1月22日から23日にかけて、群馬・伊香保方面への一泊研修会が開催されました。

富岡製糸場は、明治政府の掲げた殖産興業の一翼を担うべく、日本で最初のヨーロッパの技術と日本独自の工法が融合してできた世界最大規模の製糸場で、近代日本を象徴する建造物として、百数十年の時を経た今も圧倒的な存在感でした。

2日目は、下仁田こんにゃく手作り体験道場にて、本場手作りのこんにゃく作りを体験しました。なお、ラスクで有名なガトーフェスタハラダにも立ち寄り、有意義に2日間を過ごしました。



富岡製糸場の説明を聞く参加者



こんにゃく作りを体験

新入会員のご紹介

入会しましたどうぞよろしく

平成23年11月～

株式会社 萌 和 日野市旭が丘 4 丁目7-5 ☎ 042-511-3986 マンション管理業 日野地区第 6 支部所属	武蔵自動車株式会社 日野市東豊田 2 丁目23-2 ☎ 042-581-2638 自動車一般整備業 日野地区第 7 支部所属	株式会社 上田薬局 日野市東平山1丁目5-6 ☎ 042-583-7939 医薬品 日野地区第 8 支部所属	株式会社 フロイント 日野市南平 2 丁目19-18 ☎ 042-506-9096 イベント・コンサートに於ける音響を始めとした舞台技術の施工及び運用 日野地区第10支部所属
有限会社 竹野家本舗 日野市程久保 1 丁目27-4 ☎ 042-594-9878 福祉介護 日野地区第11支部所属	橘総合販売株式会社 日野市三沢 2 丁目20-18 ☎ 042-592-7778 新聞販売店 日野地区第11支部所属	三協フロンテア株式会社日野店 日野市宮245-1 ☎ 042-582-7277 ユニットハウス・トランクルーム・立体式駐車場装置などの製造・販売・レンタル 日野地区第13支部所属	スナック扶佐 多摩市乞田1229 ☎ 042-376-8389 飲食業 多摩地区第 3 支部所属（賛助会員）
電化のひらかわ 多摩市落合 1 丁目1-8 ☎ 042-375-3399 家電小売 多摩地区第 5 支部所属（賛助会員）	アイ・エヌ・ジープロジェクト 稲城市大丸522-8 ☎ 042-370-3577 競技車両製作 稲城地区第 4 支部所属（賛助会員）	山本孜税理士事務所 豊島区池袋 2 丁目24-2 ☎ 03-6950-0533 税理士 賛助会員	中山経営労務管理事務所 相模原市中央区淵野辺 4 丁目28-14-301 ☎ 042-786-7188 社会保険労務士 賛助会員

平成23年版「中小企業の賃金事情」頒布のお知らせ

東京都では毎年、従業員10人～300人未満の都内中小企業を対象に、賃金、初任給、モデル賃金や賞与・諸手当等の調査結果をまとめて「中小企業の賃金事情」を発行しています。23年版では労働時間、休日・休暇についても調査しております。

公社では、平成23年版「中小企業の賃金事情」を賃金や労働時間などの労働条件を検討する際の参考資料としてご活用いただけるよう、東京都の承認を得て、下記のとおり限定複製出版しました。この機会に、是非、ご購入ください。

記

1 規 格 A 4 版 (158ページ)

2 価 格 1 冊 500円 (税込)

3 申込方法

(1) 送付を希望の方は、FAX (下記申込書記入)・Web・電話にて下記の 5 項目をご連絡ください。

①希望冊数 ②事業所名 ③送付先住所 ④申込者氏名 ⑤電話番号

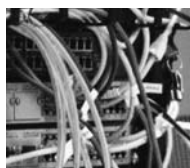
注 1：代金は、本誌到着後 1 週間以内に同封する請求書に基づき当公社銀行口座にお振込みください。

なお、振込手数料はお客様の負担をお願いします。

注 2：送料無料です。

(2) 直接ご購入の方は当公社の窓口 (4 階：企業人材支援課) で販売しております。(月～金 9:00～17:00)

4 申 込 先 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部 企業人材支援課 企業人材支援係
 〒101-0025 千代田区神田佐久間町1-9 東京都秋葉原庁舎 4 階
 電話 03-3251-9364 Fax 03-3251-9372 <http://www.tokyo-kosha.or.jp>



IT研修のお悩み事はご相談ください！

研修カリキュラムの企画作成から講師の派遣まで、みなさまのニーズにお答えします。

パソコン、ネットワークのお悩み事も弊社まで！

パソコン、インターネット、ソフトウェア開発など、まずはご一報ください。



有限会社 シンデレラ

〒191-0061 東京都日野市大坂上1-32-11 伊藤ビル 4F

TEL 042-587-3567 FAX 042-587-3514 Mail: info@cinderella.co.jp

ホームページ: <http://www.cinderella.co.jp/>

〈日野地区 第3支部所属〉

充実した施設でゴルフシーズンに向けてナイスショット!!



※写真：桜ヶ丘ゴルフ練習場

KEIO 京王ゴルフ練習場

<http://www.keio-gr.com>

- 桜ヶ丘ゴルフ練習場 (250Y 60打席)
多摩市連光寺2985 TEL: 042-374-8817
- 京王御殿山ゴルフ練習場 (110Y 52打席)
八王子市鎌水1405-1 TEL: 042-674-1303
- 京王若葉台ゴルフ練習場 (170Y 64打席)
川崎市麻生区黒川792-6 TEL: 044-987-6226

〈多摩地区 第4支部所属〉

あなたの衣生活をトータルサポート！

多摩ドライクリーニング株式会社

業務用クリーニング専門 ホテル・レストラン・学校・会社・工場など
一般家庭のクリーニングも取り扱っています。

それぞれ品物に応じたクリーニング・加工が可能のため、幅広く取り扱っています。
品物の状態や、汚れの頻度、素材の種類に関係なく、まずは当店までお問い合わせください。

稲城市大丸2255 電話 042-377-6357 FAX 042-379-0426

〈稲城地区 第4支部所属〉

会の動き		2月～3月	2月15日現在
日 時	名 称	会 場	
2月23日(木)	12:00 正副会長会	法人会事務局	
	14:00 常任理事会	多摩信用金庫高幡不動支店	
	15:30 理事会	多摩ニュータウンサービス	
2月24日(金)	14:30 多摩地区第7支部税務研修会	多摩ニュータウンサービス	
2月28日(火)	15:00 東法連事業研修委員会	全法連会館	
3月1日(木)	15:00 東法連組織委員会	全法連会館	
3月2日(金)	17:00 東法連特退共優績者表彰式	飯田橋・ホテルメトロポリタン・エドモント	
	18:00 三法連青連協部会長会	ホテルラポール千寿閣	
3月5日(月)	14:30 東法連女性部会連絡協議会	東京ドームホテル	
3月6日(火)	14:00 東法連税制委員会・講演会	東京ガーデンバレス	
3月7日(水)	税の絵はがき展示 ～15日まで	稲城市役所1階	
	16:00 広報委員会	法人会事務局	
	18:30 青年部会正副部会長・運営専務・委員長会	法人会事務局	
3月9日(金)	11:30 三法連専務・事務局長会	ホテルラポール千寿閣	
	14:30 東法連総務委員会	全法連会館	
	17:30 日野地区第9支部税務研修会	寿司正	
3月12日(月)	14:00 東法連広報委員会	グランドアーク半蔵門	
	15:00 東法連広報研修会	グランドアーク半蔵門	
3月13日(火)	18:00 東法連青年部会連絡協議会ボウリング大会	田町ハイレーン	
3月14日(水)	12:30 全法連理事会	全法連会館	
3月15日(木)	13:00 東法連正副会長会	全法連会館	
	13:45 東法連特退共理事会	全法連会館	
	14:45 東法連理事会	全法連会館	
3月21日(水)	9:30 決算法人説明会	パルテノン多摩4階学習室	
	13:30 決算法人説明会	パルテノン多摩4階学習室	
3月22日(木)	13:30 法人税消費税講座①	多摩信用金庫高幡不動支店	
3月23日(金)	13:30 法人税消費税講座②	多摩信用金庫高幡不動支店	
3月27日(火)	13:30 法人税消費税講座③	多摩信用金庫高幡不動支店	
3月28日(水)	13:30 法人税消費税講座④	多摩信用金庫高幡不動支店	

※行事予定は、日野法人会のホームページをご参照下さい。

日野法人会へのご意見、ご要望は下記アドレスへお寄せ下さい。
hojinkai@mail.hinocatv.ne.jp

日野法人会の行事予定はホームページで！

日野法人会

検索

http://www.tohoren.or.jp/hino

決算法人説明会の予定

- 3月21日(水) 午前9時30分～11時30分
パルテノン多摩
- 午後1時30分～3時30分
パルテノン多摩

- 4月18日(水) 午後2時～4時 日野税務署

新設法人説明会の予定

- 4月17日(火) 午後2時～4時 日野税務署

法人税・消費税講座のご案内

— 法人税・消費税の確定申告書(別表)の書き方等 —

法人税の基礎知識の修得は今日の企業人にとって欠かすことができません。

特に昨今の厳しい経済環境のもとでは、法人税等の税法が企業に与える影響は、大きなものがあるといえます。

法人会では、初心者でも容易に法人税、消費税等の基礎的な別表の記載の知識が修得できるように、4日間にわたり法人税・消費税講座を開催致します。

ぜひ、お気軽にご出席下さい。

★日 程 3月22日(木)、23日(金)、27日(火)、
28日(水) 計4日間

★時 間 いずれも午後1時30分～午後4時

★講 師 日野税務署法人課税第1部門
審理担当上席 中 嶋 隆 浩 氏

★会 場 多摩信用金庫高幡不動支店 2階会議室
京王線高幡不動駅前(駐車場はございません)

★受講料 500円(4回分テキスト代として)、非会員2千円
受講料は、講座初日にご持参ください。

★申込み 法人会事務局までお申込み下さい。
Eメールでも可。

広報委員会からのお知らせ

- 日野法人会報「ふれあい」に企業PR広告(折込チラシ)を同封しませんか？
- 会員の皆様へお届けする会報と一緒に貴社の企業PR広告(折込チラシ)を同封いたします。
- 会報発行 年8回、配布数は日野・多摩・稲城の会員企業その他約1,800部です。封入費用は1回あたり2万円です。

※詳細は法人会事務局までお問い合わせください。

☎ 042-593-9900

表紙紹介

コブシ

山梨・西湖付近の移築された古民家にて。

写真 広報委員 加藤 善巳

裏表紙 ふれあいウオッチング

「町名地名所旧跡物語⑩」

孝子長五郎の墓 — 東京都指定文化財 —

写真・資料提供：稲城市教育委員会

編

集

後

記

早いもので今期もあと残りわずかとなりました。

自然災害・各国の債務危機・円高・ユーロ安など、多方面から色々な影響を受けた一年でした。

税制改正大綱も閣議決定され、来期以降は個人・法人問わず増税され、また私達の環境は厳しいものとなります。

税の公平化、無駄ではない税金の使い道など、法人会会員としても、しっかりと見守っていかなくてはと思います。

広報委員 山本 一隆

“町名・地名 名所旧跡” 物語 100

ふれあい
ウオッチング

こうしちょうごろう 孝子長五郎の墓 —東京都指定文化財—

こうしちょうごろう 孝子長五郎の墓 —東京都指定文化財—

押立の共同墓地の中に孝子長五郎の墓があります。墓の一角には、長五郎の経歴を記した石碑（頌徳碑）が建っています。

長五郎は押立村に生まれた農民で、母に孝養をつくしたことで近郷に知られ、江戸時代の中頃の寛保元年（1741）に幕府より褒賞されました。親孝行の賞として銀子20枚を与えられ、さらにその後この付近の空閑地とその開墾料を与えられた長五郎は、田地2町余りを開墾したと言われます。この土地は共同墓地の西側一体で、「孝子面」と呼ばれていました。

長五郎は元禄3年（1690）押立村の農家に生まれました。長五郎の家はけっして裕福ではなく7間×3間半の小さな掘立柱の家に住んでいました。

農作業の合い間に彼は薪をとって売りに出ていました。母親が生来の酒好きであったために、薪売りの帰りには必ず母のために酒を買って帰りました。そして夏の夜は、蚊にさされぬように徹夜で母の枕元で蚊を追い、冬の夜は、炉のそばに寝かせて、自分の衣服を脱ぎ母に着せました。



▲孝行長五郎二関スル下調書



▲孝子長五郎の墓と頌徳碑

このような行為が近隣の村々にまで伝わり、押立村の名主から押立新田を支配する代官へと報告されました。そしてさらに江戸幕府の寺社奉行で、関東各地の新田・治水政策を担当する関東地方御用掛という職についていた大岡越前守忠相まで報告されることになりました。大岡忠相は江戸の役所へ長五郎を呼び出し、彼の孝行をほめたうえで、銀子20枚と田7反歩を与えたと記録されています。

しかし大岡越前による褒賞は、単に彼の行為に感動して行われたものではなく、この時期に積極的に行われた享保改革の褒賞政策の一つと位置づけられ、幕府の

農村支配の一環として実現したものであったようです。

長五郎は宝暦11年（1761）に71歳の生涯を閉じましたが、それから48年後の文化6年（1809）、狂歌師として知られた大田南畝（蜀山人）は、幕府の支配勘定役として多摩川見廻りの途中この地を訪れ、長五郎の話に感動して歌をよみ、彼の行為をたたえました。

写真・資料提供 稲城市教育委員会

公益社団法人 日野法人会会報 ふれあい 2月号 平成24年2月20日発行（通巻136号）	発行者 公益社団法人 日野法人会 会長 大木 茂 発行所 東京都日野市高幡3-8 ☎ (042)593-9900 FAX (042)593-9899 〒191-0031 URL: http://www.tohoren.or.jp/hino
	編集者 公益社団法人 日野法人会 広報委員長 熊澤 僑一郎 印刷者 システム印刷株式会社 日野市高幡1012-13 ☎ (042)591-1411